

目次

第1章 手続の概要

1	手続の特色	2
2	受付相談	3
	(参考1) 債権者に対する説明用の書面	3
	〈図〉 手続の基本的な流れ	5

第2章 申立て

1	管轄(申立先)	10
2	少額訴訟債権執行の債務名義	12
	(1) 対象となる債務名義	12
	(2) 債務名義に関する留意点	13
	(A) 通常訴訟に移行した後に作成された債務名義	13
	(B) 債務名義の成立時期	14
	(C) 執行文の付与	14
	(D) 少額異議訴訟に係る債務名義	14
	(E) その他の債務名義	16
3	申立書の記載事項	16
	(1) 申立書の構成等	16
	【書式1】 少額訴訟債権執行申立書	16
	【書式2】 少額訴訟債権執行申立書(記載例)	19
	(2) 申立書の本体部分	23
	(3) 当事者目録	24
	(A) 債権者および債務者の表示	24

(B) 代理人の表示	25
(C) 第三債務者の表示	27
(参考2) 第三債務者の記載例	27
(4) 請求債権目録	30
(A) 債務名義の表示	31
(参考3) 債務名義の記載例	31
(B) 請求債権の特定	32
(C) 利息・遅延損害金の計算方法	34
(D) 弁済期の到来・期限の利益の喪失日の主張	35
(参考4) 弁済期の到来等の主張の記載例	35
(5) 差押債権目録	36
(A) 差押えの対象——金銭債権に限定	36
(B) 差押禁止債権	37
(C) 差押えの対象となる債権の特定	38
(参考5) 差押債権目録——給料債権等の差押え	39
(参考6) 差押債権目録——預金債権の差押え	39
(参考7) 差押債権目録——貯金債権の差押え (独立行政法人郵便 貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)	40
(参考8) 差押債権目録——貯金債権の差押え (株式会社ゆうちょ 銀行)	41
(参考9) 差押債権目録——賃料債権の差押え	42
(参考10) 差押債権目録——敷金返還請求権の差押え	43
(D) 超過差押えの禁止	43
(E) 主な差押債権の目録作成のポイント	43
〔表〕 給与等の差押禁止の範囲	45
(参考11) 差押債権目録——休眠預金等代替金債権の差押え (移管 元が銀行の場合)	58
(参考12) 差押債権目録——休眠預金等代替金債権の差押え (移管	

元が株式会社ゆうちょ銀行の場合)	59
4 必要書類等	59
(1) 債務名義正本	59
(2) 債務名義正本または謄本の送達証明書	60
(3) 当事者の資格証明書	60
(4) 申立手数料（収入印紙）	60
(5) 郵便切手	60
(6) 当事者目録、請求債権目録および差押債権目録の写し	60
(7) そのたの必要書類	61
(A) 執行開始要件を証明する文書	61
(B) 更正決定（処分）正本および同送達証明書・同確定証明書	61
(C) 住民票・戸籍の附票	61
(D) 戸籍謄本	61
(E) 委任状	61
(F) 代理人許可申請書	61
5 第三債務者に対する陳述の催告の申立て	62
(1) 陳述の催告を求める目的	62
(2) 申立ての時期および催告の方法	62
【書式3】 第三債務者に対する陳述催告の申立書	63
(参考13) 催告書	63
(参考14) 陳述書用紙(1)	64
(参考15) 陳述書の書き方についての説明文書	66
(参考16) 陳述書用紙(2)	67
(3) 第三債務者に対する陳述を催告する事項	69
(4) 陳述書の提出期限	70
(5) 第三債務者による陳述の法的効果	70
(6) 陳述書の訂正	70

第3章 債権差押処分手続

1	申立書の審査および債権差押処分	74
(1)	申立書の受付	74
(2)	申立書の審査	74
(3)	却下処分	75
	(参考17) 申立ての却下処分書(1)——差押債権が不特定の場合	76
	(参考18) 申立ての却下処分書(2)——効力を有しない債務名義を提出した場合	77
2	債権差押処分書の作成	77
	(参考19) 債権差押処分書	78
3	債権差押処分の原本および送達	79
(1)	債権差押処分の原本	79
(2)	債権差押処分の送達	79
	(参考20) 第三債務者に対する説明文書	80
(3)	差押債権者に対する債権差押処分の送達通知	81
	(参考21) 通知書	81
	(参考22) 注意書(債権者用)	82
4	債権差押処分の効力	83
(1)	効力発生の時期	83
(2)	債権差押処分の制限効	83
(3)	債権差押処分の効力の及ぶ範囲	84
(4)	継続的給付の差押えの効力	84

第4章 差押債権者の取立て

1	取立権の発生時期	89
---	----------	----

2 取立権の行使	89
(1) 取立てができる場合.....	89
(2) 継続的債権.....	90
(3) 具体的な取立権行使に関する留意事項.....	90
(A) 概要.....	90
(B) 振込手数料の負担.....	91
(C) 行使の範囲.....	91
(D) 第三債務者が、債権差押処分の送達を受けた後、債務者に対し、 差押債権の弁済をした場合.....	92
(E) 第三債務者が債権差押えの効力から免責されるための手続.....	92
3 取立て後の処理——取立届	92
【書式4】 債権取立届.....	93
【書式5】 債権取立届兼取下書.....	93
4 その他関連事項	94
(1) 奥書.....	94
(参考23) 債務名義への奥書記載例（取立てによる場合）.....	94
(2) 取立訴訟.....	95
(3) 差押債権者が取立てを怠ったことによる損害賠償.....	95

第5章 弁済金交付手続

1 概要	100
2 弁済金の交付を受けることができる債権者	100
(1) 配当要求.....	101
(A) 配当要求権者.....	101
【書式6】 配当要求書.....	101
(B) 配当要求に対する審査.....	102
(C) 通知等.....	102

(参考24) 配当要求等の通知書	102
(D) 配当要求の効力	103
(2) 交付要求債権者	103
3 第三債務者の供託	103
(1) 供託する場合	103
(2) 事情届の記載事項等	104
【書式7】 事情届	104
(3) 事情届の提出	106
(4) 事情届の受理・不受理	107
(A) 補正が可能な場合	107
(B) 補正が不可能な場合	108
(C) 不受理の手續	108
【書式8】 事情届不受理申請書	109
【書式9】 事情届不受理証明申請書	110
【書式10】 事情届不受理証明書受書	110
4 弁済金の交付手續	111
(1) 実施する場合	111
(2) 裁判所書記官による実施の可否の判断の概要	112
(A) 競合債権者の有無の判断	112
(B) 弁済金交付を実施すべき事件か否かの判断	113
(C) 例外的に弁済金交付を実施すべき場合	114
(3) 弁済金交付と執行停止または取消文書が提出された場合の措置	114
(A) 執行停止文書の提出	114
(B) 執行取消文書の提出	115
(4) 期限未到来の債権	116
(5) 弁済金交付日の指定等	116
(6) 弁済金の交付等	117
(A) 弁済金交付手續における若干の留意点	117

(B) 弁済金交付手続の流れ	120
(参考25) 弁済金交付日通知書および計算書提出の催告書 (債権者用)	122
【書式11】 債権計算書用紙	123
【書式12】 払渡額証明書受書用紙	124
(参考26) 弁済金交付日通知書 (債務者用)	125
(参考27) 支払委託書	126
(参考28) 払渡額の証明書	126
(7) 弁済金交付計算書の記載事項	127
(参考29) 弁済金交付計算書例(1)	129
(参考30) 弁済金交付計算書例(2)	130
(8) 執行力のある債務名義の正本の交付	134
(A) 債務者に対する引渡し	134
(B) 債権者に対する引渡し	134
【書式13】 債務名義還付申請書	134
(参考31) 債務名義への奥書記載例 (弁済金交付による場合)	135
(9) 債務者の不服申立て	135

第6章 その他留意すべき手続

1 差押禁止債権の範囲の変更	144
(1) 概要	144
(2) 差押禁止債権の範囲の変更の申立て	144
【書式14】 差押禁止債権の範囲変更申立書 (給料債権)	144
(3) さらなる変更の申立て	145
(4) 債権者による申立て	146
(A) 申立てのできる時期	146
(B) 申立書の記載事項	146

(C) 相手方（債務者）の審尋	146
(D) 決定	146
(E) 決定の告知	147
(5) 債務者による申立て	147
(A) 申立てのできる時期	147
(B) 申立書の記載事項	147
(C) 相手方（債権者）の審尋	147
(D) 仮の支払禁止命令	147
(参考32) 支払いの一時禁止決定	148
(E) 決定	148
(参考33) 債権差押処分取消決定(1)	149
(参考34) 債権差押処分取消決定(2)——一部却下を明示する 場合	150
(F) 決定の告知	151
(G) 範囲変更の効力	152
2 債権差押処分の申立ての取下げおよび執行の停止、 取消しの通知	152
(1) 債権差押処分の申立ての取下げと通知	152
(A) 取下げの方法	152
【書式15】 取下書	153
(B) 一部取下げの場合	153
【書式16】 上申書（少額訴訟債権執行申立事件の取下げによる 支払委託）	155
(C) 取下げの通知	156
(参考35) 債務者に対する取下通知書	156
(2) 執行停止・執行取消し	157
(A) 概要	157
(B) 執行停止と通知	157

(参考36) 強制執行の一時停止等の通知書	158
(C) 執行取消しと通知	158
3 移行手続等	159
(1) 移行の必要性	159
(2) 移行の概要	159
(3) 転付命令等の申立てがあった場合	162
【書式17】 転付命令等のための移行申立書	163
(参考37) 転付命令等のための移行決定	164
(4) 配当を実施すべき場合	164
(参考38) 配当を実施すべき場合の移行決定	165
(5) 差押命令を発した執行裁判所が配当等を実施する場合	166
(6) 裁量移行	166
(7) 移行の効果	167
(8) 移行決定後の事務	167
(A) 移行決定の告知	167
(参考39) 第三債務者に対する移行決定通知書	168
(B) 事件記録の送付	168
4 裁判所書記官の移送処分	169
(参考40) 裁判所書記官による移送処分	169
5 債権差押処分と債務者の破産・民事再生	170
(1) 債権差押処分と破産手続	170
(A) 債務者について破産手続開始の申立てがされたが、破産手続開始決定前の場合	170
(B) 債権差押処分と破産手続（同時廃止を除く）	172
(C) 債権差押処分と破産手続（同時廃止の場合）	174
(2) 債権差押処分と民事再生手続	176
(A) 債務者について再生手続開始の申立てがされたが、再生手続開始決定前の場合	177

(B) 債権差押処分と民事再生手続	179
6 当事者の承継	180
(1) 債権差押処分発令前の承継	180
(A) 当事者（債権者・債務者）の承継	180
(B) 第三債務者側に承継に相当する事情が生じている場合	181
(2) 債権差押処分発令後の承継	181
(A) 債権者側の承継	181
(B) 債務者側の承継	181
(C) 第三債務者側の承継	182
7 閲覧謄写	182
(1) 事件記録の閲覧謄写の請求ができる者	182
(A) 利害関係を有する者の範囲	182
(B) 閲覧謄写の請求ができる者	182
(2) 事件記録の閲覧謄写に必要な書類	183
(A) 利害関係を証明する書類	183
(B) 利害関係人が本人（自然人）の場合	183
(C) 利害関係人が法人の場合	184
(D) 申請に必要なとなる費用	184
8 不服申立て	185
(1) 裁判所書記官が行う執行処分に対する不服申立て	185
(2) 執行異議の概要	185
(参考41) 執行異議申立てに対する却下決定例(1)	187
(参考42) 執行異議申立てに対する却下決定例(2)	188
(参考43) 執行異議申立てに対する認容決定例(1)	189
(参考44) 執行異議申立てに対する認容決定例(2)	190
(3) 執行抗告の概要	191
(4) 第三者異議	193

《実務ノート》目次

○執行手続を選択するにあたっての留意事項	2
○少額訴訟債権執行手続と通常の債権執行の異同	11
○(参考)訴訟物以外の請求も追加して全体で60万円を超える請求 について和解をすることの可否	27
○給与前借りという理由による第三債務者の相殺の主張	47
○国会議員や地方公共団体の議会の議員	48
○共同相続された預貯金債権に対する強制執行	53
○申立書の審査のポイント	75
○他の差押処分または仮差押えと競合しているが、弁済金交付手続 を実施できる場合の留意点	113
○継続的給付債権の場合における弁済金交付手続の留意事項	116
○供託利息についての若干の留意事項	118
○弁済金の原資と交付金交付の上限	118
○計算書による附帯請求の拡張の可否	119
○少額訴訟債権執行の申立てと移行手続の要否	162
○裁量移行が相当であると考えられる事例	166

● Check Point ● 目次

● 少額訴訟債権執行の申立先	10
● 裁判所書記官と執行裁判所の権限の概要	12
● 対象となる債務名義	13
● 給与債権および退職金債権の差押債権目録作成のポイント	44
● 預貯金債権の差押債権目録作成のポイント	50
● 債権差押処分手続の流れ	84
● 取立権の行使要件	89
● 弁済金交付手続が行われる場合	100
● 権利供託・義務供託	107
● 配当要求の終期（＝配当加入遮断効の発生時期）	112
● 移行の概要	159
● 債権差押処分発令前に当事者の承継があった場合の必要書類	180